

流 福 第 1 4 号
令和 8 年 4 月 2 7 日

流山市福祉施策審議会
会長 中 登 様

流山市長 井崎 義治



第 7 次流山市障害者計画並びに第 8 期流山市障害福祉計画
及び第 4 期流山市障害児福祉計画の策定について（諮問）

障害者基本法第 1 1 条に基づき令和 3 年 3 月に策定された「第 6 次流山市障害者計画」並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 8 8 条に基づき令和 6 年 3 月に策定された「第 7 期流山市障害福祉計画」及び児童福祉法第 3 3 条の 2 0 に基づき令和 6 年 3 月に策定された「第 3 期流山市障害児福祉計画」は、令和 8 年度をもって計画期間が終了します。

つきましては、第 7 次流山市障害者計画並びに第 8 期流山市障害福祉計画及び第 4 期流山市障害児福祉計画の策定に当たり、貴審議会の意見を求めたく諮問します。